

会長の選任について

1. 会長の職務等に関する要綱上の規定について

○明石市地域公共交通活性化協議会設置要綱【抜粋】

(会長の職務等)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

要綱上、会長については委員の互選によりこれを定めるとされています。

2. 会長の提案について

今回が委員任期開始後（R5.12.15～）、最初に開催する会議であることから、上記規定により、会長の選任を行うこととされています。

事務局としましては、明石市総合交通計画の改定において、会長として携わっていただきました神戸大学名誉教授の正司委員に会長をお願いすることを提案させていただきます。なお、正司委員より会長の職務を代理する委員としては、同計画改定時に副会長であった松村委員を指名する旨を伺っております。

(事務局提案)

役職	氏名	備考
会長	正司 健一	神戸大学 名誉教授
会長の職務を代理する委員	松村 暢彦	愛媛大学 教授

3. 選任

正司委員を会長に、松村委員を会長の職務を代理する委員に選任することについて、別添（回答書）によりご回答をお願いいたします。